The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	動物法・環境法と憲法の交錯(1) : スタンディングの法と政策
Author(s)	藤井, 樹也
Citation	国際公共政策研究. 2003, 8(1), p. 37-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11610
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

動物法・環境法と憲法の交錯（1）
—スタンディングの法と政策—

Interplay of Animal Law, Environmental Law and Constitutional Law（1）
—Law and Policy of Standing—

藤井　樹也*

Tatsuya FUJII*

Abstract

Animal protection has two meanings: one is the protection of the wildlife and the other is the promotion of the well-being of pets, livestock or laboratory animals. This article examines the possibility of animal standing in these two areas. In chapter 1, I introduce some cases concerning this problem both in the United States and in Japan.

キーワード：憲法、アメリカ憲法、環境法、動物法、スタンディング

Keywords：constitutional law, American constitutional law, environmental law, animal law, standing

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 助教授

はじめに
1 動物保護訴訟のスタンディング
1.1 野生動物保護と動物のスタンディング
1.2 動物愛護をもとめるスタンディング（以上本号）
2 スタンディングの法と政策
2.1 現行法のもとで何ができるか—スタンディングの法
2.2 現行法をどのように変えるべきか—スタンディングの政策
おわりに

は じ め に

近年、自然環境の破壊を阻止し野生動物とその生息環境を保全する目的で、動物を原告とした訴訟が日本でも数件提起され話題をよんだ。政府による環境保護・動物保護の施策が不十分な場合、動物に関心をもつ個人や動物保護団体が裁判をつうじて動物保護を実現しようとする。その際、スタンディングの壁をクリアする必要が生じ、動物保護を目的とする訴訟の原告になることができるのは誰かという問題の考察が重要となる。

ここでいう動物保護には、①野生動物・希少動物とその生息環境の保護（野生動物保護）と、②ペット、家畜、実験動物などの愛護や虐待防止（動物愛護）の2種類がある。動物に関する法を（ペット法よりもひろく）動物法とよぶなら、①は動物法が環境法と交錯する分野であり、②は動物法固有の分野だといえる。そして、ここでのスタンディングの問題は、これらがさらに憲法と交錯する分野である。

従来、日本での「自然の権利」運動の担い手は、その主張を①に限定しつつ、動物以外の自然物も訴訟の原告に包含してきた。おそらく、実験施設に派手な抗議行動をくりひろげる海外の動物権運動家（animal rights activists）のマイナス・イメージを考慮して、意図的に②と区別する戦略をとったものと推測される。

これに対して、筆者の関心は、①②の両方をふくむ動物保護にある。本論文の目的は、アメリカ法を参考に、これら2種類の動物保護を目的とする訴訟を提起するスタンディングの問題を、動物のスタンディングの問題を中心に考察することである。アメリカ連邦最高裁は、1992年の *Lujan* 判決[1] で連邦法上の市民訴訟条項を適用違憲とし、スタンディングを付与する連邦議会の権限に憲法上の制限があることをあきらかにしたが、1998年の *Akins* 判決[2] が、連邦法による情報スタンディングの付与を可能として、ふたたびスタンディングの範囲を拡大するかのような判断をしめし、スタンディングをめぐる判例理論が動揺している。

1) Lujan v. Defenders of Wildlife, 504 U. S. 555 (1992).
2) Federal Election Commission v. Akins, 524 U. S. 11 (1998).

動物保護をもとめる訴訟においても、連邦最高裁の判例理論を背景にスタンディングをめぐる議論が展開されており、この議論は日本でも参考になる部分があると考えられる。

筆者の結論は以下のとおりである。①現行法の解釈論として、動物のスタンディングは（種にも個体にも）みとめられない。②憲法解釈論として、動物は憲法上の権利主体ではないが、立法により動物にスタンディングを付与することは可能である（憲法違反ではない）。③立法政策論として、立法により野生動物保護・動物愛護の両面で動物にスタンディングを付与し、スタンディングの範囲を拡大して私人の役割を強化することはのぞましい。④憲法改正論として、動物の権利の保障規定を追加することは可能であるがのぞましくない。しかし、政府の動物保護義務を明示する規定を現行憲法に追加することはのぞましい。以上の結論を論証するため、以下、1ではもっぱらアメリカでの動物保護訴訟におけるスタンディング論の動向を紹介し（本号）、2ではスタンディングに関する現行法の解釈と立法政策のあり方を検討する（次号）。

1　動物保護訴訟のスタンディング

1.1　野生動物保護と動物のスタンディング

1.1.1　概要

野生動物・希少動物とその生息環境の保護（野生動物保護）を目的として、動物を原告として提起された訴訟は、「自然の権利」訴訟としてすでに多くの文献によって紹介されているので[3]、ここでは簡潔に紹介する。これら動物原告訴訟のもとになったのは、1972年の *Sierra Club* 判決 Douglas 裁判官反対意見[4] および Christopher D. Stone の「樹木のスタンディングをみとめるべきか」という論文[5] をそのきっかけに、アメリカで提起された数件の訴訟である。

3) 特集「自然保護と『自然の権利』」環境と公害25巻2号2頁（1995）、山村恒年＝関根孝道編・自然の権利（1996）、自然の権利セミナー報告書作成委員会編・報告・日本における［自然の権利］運動（1998）21巻1号2頁（2001）、三谷晋「アメリカ合衆国における『自然の権利』訴訟についての一考察—合衆国 standing 法理からみる自然物の原告適格（standing）—」中央大学大学院研究年報28号39頁（1998）、畠山武道「米国自然保護訴訟と原告適格—動物の原告適格を中心に—」環境研究114号61頁（1999）、山本浩美「アメリカと日本における自然の権利訴訟について」上智法学論集44巻4号125頁（2001）、シンポジウム「自然保護と法—アマミノクロウサギ『自然の権利』訴訟の問いかけるもの」神奈川大学法学研究所研究年報19号1頁（2001）、特集「『自然の権利』運動」水情報21巻1号2頁（2001）、自然の権利ホームページ〈http://member.nifty.ne.jp/sizennokenri〉を参照。

4) Sierra Club v. Morton, 405 U. S. 727, 741 (1972) (Douglas, J., dissenting).

5) Christopher D. Stone, *Should Trees Have Standing?: Toward Legal Rights for Natural Objects*, 45 S. Cal. L. Rev. 450 (1972)（岡嵜修＝山田敏雄訳（畠山武道解説）「樹木の当事者適格—自然物の法的権利について」現代思想18巻11号58頁、12号217頁（1990））. *See also* Christopher D. Stone, *Should Trees Have Standing? Revisited: How Far Will Law and Morals Reach? A Pluralist Prespective*, 59 S. Cal. L. Rev. 1 (1985).

1.1.2 アメリカの事例

まず、*Palila* 事件[6] は、複数の環境保護団体および個人が絶滅危惧種法（Endangered Species Act：以下 ESA）上の絶滅危惧種であるキムネハシブト（という鳥）の種名（および学名）を原告名にくわえ、州当局らを相手どって、スポーツ・ハンターのために放たれたムフロンヒツジが植物を食べてキムネハシブトの生息環境を悪化させているのは ESA 違反であると主張して、その生息地からヒツジを除去するようもとめた事例である。連邦控訴裁は、判決文の冒頭部分で、「この鳥もまた法的地位をもちそれ自身が原告として連邦裁判所に飛ぶ」、「（キムネハシブトは）この訴訟手続の当事者である」とのべ、原審の連邦地裁と同様[7]、その生息環境を悪化させるのは ESA にいう「害する（harm）」[8] ことにあたると認定した。

同様に、*Marbled Murrelet* 事件[9] は、環境保護団体が希少種のマダラウミスズメの種名（および学名）を原告名にくわえ、木材会社を相手どって、マダラウミスズメの生息する森林の伐採計画の終局的差止命令をもとめた事例である。連邦地裁は、マダラウミスズメは ESA の希少種としてそれ自身が訴えを提起するスタンディングをもつとのべ、本案でも森林の伐採を差止めた[10]。

また、*Loggerhead Turtle* 事件[11] は、2名の個人がアカウミガメ・アオウミガメの種名（および学名）を原告名にくわえ、カウンティを相手どって、海岸の照明と車の乗り入れに関する条例が ESA 違反だと主張し、暫定的差止命令をもとめた事例である。連邦地裁は、ESA 保護種はそれ自身が訴えを提起するスタンディングをもつので、2名の個人の動機に関係なく審理可能だとのべ、原告の主張の一部を認容した。

これに対して、*Hawaiian Crow* 事件[12] は、2つの環境保護団体が絶滅危惧種のハワイガラスの種名（および学名）を原告名にくわえ、連邦政府がハワイガラス回復計画を実行しなかったのはESA違反だと主張して、宣言判決とインジャンクションをもとめた事例である。連邦地裁は、①生物種のスタンディングや生物種を原告名にくわえることの妥当性を被告があらそった先例はない、②動物が唯一の原告だった先例はない、③動物はESAの市民訴訟条項にいう「人（person）」[13] でも連邦民事訴訟規則にいう「未成年者（infant）」や「無能力者（incom-

6) Palila (Loxioides bailleui, formerly Psittirostra bailleui) v. Hawaii Department of Land and Natural Resources, 852 F. 2d 1106 (9th Cir. 1988).
7) Palila (Loxioides bailleui, formerly Psittirostra bailleui) v. Hawaii Department of Land and Natural Resources, 649 F. Supp. 1070 (D. Haw. 1986).
8) 16 U. S. C. §1532(19).
9) Marbled Murrelet (Brachyramphus Marmoratus) v. Pacific Lumber Co., 880 F. Supp. 1343 (N. D. Cal. 1995).
10) 連邦控訴裁も原審の本案判断を支持している。Marbled Murrelet (Brachyramphus Marmoratus) v. Pacific Lumber Co., 83 F. 3d 1060 (9th Cir. 1996), *cert. denied*, Pacific Lumber Co. v. Marbled Murrelet, 519 U. S. 1108 (1997).
11) Loggerhead Turtle (Caretta caretta) v. County Council of Volusia County, Florida, 896 F. Supp. 1170 (M. D. Fla. 1995).
12) Hawaiian Crow ('Alala) v. Lujan, 906 F. Supp. 549 (D. Haw. 1991).
13) 16 U. S. C. §§1540(g)(1), 1532(13).

petent person)」[14] でもない、④動物保護団体である原告が救済をうけることができ動物を原告にくわえる意味がないとして、ハワイガラスの名を原告から削除した。

また、*Coho Salmon* 事件[15] は、3つの環境保護団体が希少種のギンザケの種名（および学名）を原告名にくわえ、材木会社らを相手どって、分水地域での木材加工行為が付近河川のギンザケを殺すとして、ESA[16] にもとづく終局的差止命令をもとめた事例である。連邦地裁は、環境保護団体にスタンディングがみとめられるからギンザケのスタンディングの判断はしないとしつつ、注のなかで、魚・野生生物種が ESA により訴えを提起できる「人」であるとは定義されておらず、「人」と区別されているとのべた。

以上のほか、*Cabinet Mountains Wilderness* 事件[17] ではハイイログマが、*Mt. Graham Red Squirrel* 事件[18] ではアカリスが、*American Bald Eagle* 事件[19] ではハクトウワシが、*Northern Spotted Owl* 事件[20] ではニシアメリカフクロウが、*Hawksbill Sea Turtle* 事件[21] ではタイマイが原告名にくわえられ、そのまま判決が下されている。

1.1.3　日本の事例

まず、オオヒシクイ訴訟[22] は、環境保護団体とオオヒシクイ、マガンの「動物名こと原告名」と表示された原告が、県知事がオオヒシクイ飛来地の環境保護をおこなわないのは違法だとして、県に対する損害賠償を請求した事例である。地裁・高裁とも、自然物の当事者能力を否定し、施策の違法性も否定して請求を棄却した。

つぎに、生田緑地訴訟[23] は、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、ギンヤンマ、カネコトタテグモ、ワレモコウを原告として、美術館建設への違法な公費支出の差止めを請求した事例である。地裁は、自然物に当事者能力をみとめる法令がないとして、訴えを却下した。

また、アマミノクロウサギ訴訟[24] は、アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、ルリカケス、アマミヤマシギを原告として、ゴルフ場開発のための森林開発許可処分の無効確認・取消をもとめた事例である。訴状却下命令をうけて、「動物名こと原告名」という表示に訴状が訂正された。地裁は、原告適格および訴えの利益なしとして訴えを却下し、高裁も、控訴を破棄した。

---

14) Fed. R. Civ. P. 17(c).
15) Coho Salmon (Onchorynchus kisutch) v. Pacific Lumber Co., 30 F. Supp. 2d 1231 (N. D. Cal. 1998).
16) 16 U. S. C. §1538.
17) Cabinet Mountains Wilderness/Scotchman's Peak Grizzly Bears v. Peterson, 685 F. 2d 678 (D. C. Cir. 1982).
18) Mt. Graham Red Squirrel (Tamiasciurus hudsonicus grahamensis) v. Yeutter, 930 F. 2d 703 (9th Cir. 1991).
19) American Bald Eagle v. Bhatti, 9 F. 3d 163 (1st Cir. 1993).
20) Northern Spotted Owl (Strix occidentalis caurina) v. Lujan, 758 F. Supp. 621 (W. D. Wash. 1991).
21) Hawksbill Sea Turtle (Eretmochelys Imbricata) v. Federal Emergency Management Agency, 11 F. Supp. 2d 529 (D. V. I. 1998).
22) 東京高判平成8（1996）年4月23日判タ957号194頁、水戸地判平成8（1996）年2月20日判タ957号194頁。
23) 横浜地判平成9（1997）年9月30日判例地方自治173号73頁。
24) 福岡高宮崎支判平成14（2002）年3月19日判例集未登載、鹿児島地判平成13（2001）年1月22日判例集未登載。山田隆夫「奄美『自然の権利』訴訟一審判決」水情報21巻3号3頁（2001）、山田隆夫「奄美『自然の権利』訴訟控訴審

さらに、高尾山天狗訴訟[25]は、付近住民と環境保護団体が、オオタカ、ムササビのほか、ブナ、高尾山、八王子城跡を原告にくわえて、道路建設の差止めをもとめた事例である。自然物が原告となっている訴えが分離され、高裁は、自然物に当事者能力をあたえる法令はないとして訴えを却下した原審を支持し控訴を棄却した。

1.2 動物愛護をもとめるスタンディング

1.2.1 概要

野生動物保護とは別に、ペット、家畜、実験動物などの愛護や虐待防止(動物愛護)をさだめる法規制がある。アメリカでは、連邦動物福祉法(Animal Welfare Act：以下AWA)[26]が連邦レヴェルで、各州の動物虐待防止法が州レヴェルで、それぞれ動物の福利を増進し動物虐待を防止するための各種措置を講じている。日本でも、動物愛護管理法[27]が動物虐待の防止や動物の適正な取扱いなど動物愛護をはかるための各種事項をさだめている。政府がこれらの法規制の執行に消極的である場合やその執行が不適切である場合、その適切な執行をうながす訴訟を私人が提起するスタンディングの有無が問題となる。

1.2.2 動物のスタンディング

動物の個体のスタンディングが問題となった例として、*New England Aquarium* 事件[28]は、イルカ（Kama）と複数の動物保護団体が、水族館・海軍省らを相手どって、Kamaをソナーの研究のため水族館から海軍施設に移動させたのは、海洋哺乳類の移動を禁じる海洋哺乳類保護法（Marine Mammal Protection Act: MMPA）[29]に違反すると主張して、行為の差止めとKamaの返送をもとめた事例である。連邦地裁は、①動物を当事者とすることがあらそわれた *Hawaiian Crow* 事件は動物のスタンディングを否定している、②MMPAは動物でなく人（person）による訴え提起だけをみとめている、③連邦議会・大統領が動物のスタンディングをみとめるつもりならそのように明示すべきであるとして、Kamaのスタンディングを否定した。また、団体である原告についても、①団体メンバーの鑑賞・研究上の具体的・切迫した損害、野生のイルカの減少による損害、告知・意見陳述の機会をうしなった手続上の損害のいずれもみとめられない、②団体自身の手続・情報に関する損害もみとめられないとして、そのスタンディングを否定した。

判決」水情報22巻4号3頁（2002）を参照。

25) 東京高判平成13（2001）年5月30日判例集未登載、東京地八王子支判平成13（2001）年3月26日判例集未登載。

26) 7 U. S. C. §§ 2131-2159.

27) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号）。動物愛護管理法令研究会編・改正動物愛護管理法—解説と法令・資料—（2001）を参照。

28) Citizens to End Animal Suffering and Exploitation, Inc. v. New England Aquarium, 836 F. Supp. 45 (D. Mass. 1993). この事例では希少動物の保護にかかわるMMPAの解釈が問題となっているので、「自然の権利」訴訟または野生動物保護の事例として紹介されることが多いが、実態はイルカ個体の適正な取扱いの要求と、同時に動物の軍事利用に対する異議申立てという色彩が濃いので、本稿では動物愛護に関する事例として紹介する。

29) 16 U. S. C. §1374(a)(4).

1.2.3 個人・団体のスタンディング

個人・団体のスタンディングが問題となった例として、*Jones* 事件[30] は、複数の個人と動物保護団体が、財政の悪化により公営動物園での動物取扱いが不適切・残酷になることを危惧し、市長らを相手どって、動物園管理の責任を明確にするため宣言判決とインジャンクションをもとめた事例である。New York 州最上級裁は、裁判所が政策問題に介入することはできないとして、原告のスタンディングを否定した。

また、*ALVA* 事件[31] は、動物保護団体が、国防長官らを相手どって、絶滅危惧生物を保護するために海軍がヘリコプターから射撃して島に生息する野生のヤギを排除する計画は、連邦環境政策法 (National Environmental Policy Act: NEPA)[32] に違反すると主張して、行為の差止をもとめた事例である。連邦控訴裁は、①ヤギが絶滅危惧種であるか、ヤギによって植物が絶滅の危機にさらされるか、あるいは原告の鑑賞上・生活環境上の利益が害されるなどの具体的な損害は主張されていない、②ヤギの駆除により団体のメンバーがこうむる精神的苦痛はNEPAの保護する利益の範囲にふくまれない、③動物虐待を防止する一般的な公益の主張だけではたりないとして、原告のスタンディングを否定した。

さらに、*IPPL* 事件[33] は、複数の動物保護団体と個人が、ある研究施設がサルに十分の餌・水、清潔な環境、医療をあたえていないとして刑事告発し、押収された17匹のサルが研究施設にもどされるのを防止するため、刑事裁判で問題となっていない AWA 違反をさらに認定するようもとめて、自分自身とクラスの利益のため、および17匹のサルの訴訟後見人 (next friend) として訴えを提起した事例である。連邦控訴裁は、原告に具体的な損害がないうえ、AWA は私人の訴訟によって農務長官の権限を補完することをみとめていないとして、原告のスタンディングを否定した。

他方で、*Humane Society of Rochester & Monroe County* 事件[34] は、2名の個人と動物保護団体が、連邦農務長官らを相手どって、乳牛の顔面に熱した鉄で焼き印をつけることを義務づける規則は不合理かつ恣意的であるとして、一方的緊急差止命令をもとめた事案である。連邦地裁は、New York 州法によって団体である原告に動物虐待防止法違反の訴追権限があたえられていることから、処罰される危険がある酪農家である原告のスタンディングを承認した。

それに対して、*PETA* 事件[35] は、動物保護団体が、大学の研究施設の施設内動物配慮利用

30) Jones v. Beame, 380 N. E. 2d 277 (N. Y. 1978).
31) Animal Lovers Volunteers Association, Inc. (A. L. V. A.) v. Weinberger, 765 F. 2d 937 (9th Cir. 1985).
32) 42 U. S. C. §§ 4321, 4332.
33) International Primate Protection League v. Institute for Bahavioral Research, Inc., 799 F. 2d 934 (4th Cir. 1986), *cert denied*, 481 U. S. 1004 (1987).
34) Humane Society of Rochester and Monroe County for Preservation of Cruelty to Animals, Inc. v. Lyng, 633 F. Supp. 480 (W. D. N. Y. 1986).
35) People for Ethical Treatment of Animals v. Institutional Animal Care and Use Committee of University of

委員会 (Institutional Animal Care and Use Committee: IACUC) と大学を相手どって、メンフクロウの聴覚機能の研究への助成金の支出を承認する会議の審議への参加が認められなかった手続をあらそった事例である。Oregon 州中間上訴裁は、①会議に参加しただけでは州法上の不利益を受けた者[36] に該当しない、②私人が AWA 違反を主張して連邦裁判所に訴えを提起するスタンディングはないとして、原告のスタンディングを否定した[37]。

また、*Cleveland Metroparks Zoo* 事件[38] は、複数の動物保護団体が、全米規模の繁殖計画の一環としてローランド・ゴリラ (Timmy) を交配のため他の動物園に移動させると不必要な苦痛をあたえると主張して、一方的緊急差止命令 (temporary restraining order) をもとめた事例である。連邦地裁は、AWA は私人がその条項の執行をもとめる訴訟を提起できると規定していないなどとして、原告のスタンディングを否定した。

さらに、*Espy* (*I*) 事件[39] は、2名の個人と2つの動物保護団体が、連邦行政手続法 (Administrative Procedure Act: APA)[40] にもとづき、連邦農務長官を相手どって、規則により AWA の保護対象[41] から鳥・ラット・マウス[42] を除外しないよう要求した事例である。原審の連邦地裁はスタンディングを肯定し[43]、本案についても原告の主張を容認したが[44]、連邦控訴裁は、①AWA が適用される研究所で過去に勤務しマウスとラットを実験利用していた精神生物学者である原告については、不確定な将来の研究上の不利益を主張するのみで、その損害が切迫していないからスタンディングがみとめられない、②AWA により登録施設に設置が要求される監視委員会のメンバーとなっている弁護士である原告については、コミュニティの一般利益を代表して動物の適切な取扱い基準の設定を主張するだけで、認識可能

Oregon, 794 P. 2d 1224 (Or. Ct. App. 1990).

36) Or. Rev. Stat. § 183.480(1).

37) 情報公開法を利用して IACUC の決定をあらそう事例はおおい。*See, e.g.*, Citizens for Alternatives to Animal Labs, Inc. v. Board of Trustees of State University of New York, 703 N. E. 2d 1218 (N. Y. 1998) (適用肯定), Dorson v. Louisiana, 657 So. 2d 755 (La. Ct. App. 1995) (適用否定), Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Institutional Animal Care and Use Committe of University of Vermont, 616 A. 2d 224 (Vt.1992) (適用肯定), American Society for Prevention of Cruelty to Animals v. Board of Trustees of State University of New York, 591 N. E. 2d 1169 (N. Y. 1992) (適用否定), S. E. T. A. UNC-CH, Inc. v. Huffines, 399 S. E. 2d 340 (N. C. Ct. App. 1991) (適用肯定), Medlock v. Board of Trustees of University of Massachusetts, 580 N. E. 2d 387 (Mass. App. Ct. 1991) (適用否定).

38) In Defense of Animals v. Cleveland Metroparks Zoo, 785 F. Supp. 100 (N. D. Ohio 1991).

39) Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Espy, 23 F. 3d 496 (D. C. Cir. 1994).

40) 5 U. S. C. §§ 551-559, 701-706, 801-808.

41) AWA は、同法の保護対象となる「動物」を、「生死にかかわらずイヌ、ネコ、サル (ヒト以外の霊長哺乳類)、モルモット、ハムスター、ウサギ、および、農務長官が使役・研究・試験・実験・展示のため、またはペットとして利用されていると決定することができる他の温血動物」と定義している。ただし、「研究に利用されていないウマ、食糧・繊維として利用され利用される目的の家畜・家禽その他の動物、または動物の飼養・繁殖・管理・生産効率の改善と食糧・繊維の品質改善のために利用され利用される目的の家畜・家禽」は適用除外とされている。7 U. S. C. § 2132(g).

42) 農務長官は、当初は「鳥、水生動物、ラット、マウス」を適用除外としたが (36 Fed. Reg. 24,917, 24,919 (1971))、のちに「水生動物」をここから削除し(44 Fed. Reg. 36,868 (1979))、さらに適用除外となるラットとマウスの種類を限定した (9 C. F. R. § 1.1 (1993))。

43) Animal Legal Defense Fund v. Yeutter, 760 F. Supp. 923 (D. D. C. 1991).

44) Animal Legal Defense Fund v. Madigan, 781 F. Supp. 797 (D. D. C. 1992).

な事実上の損害がないからスタンディングがみとめられない、③動物保護団体である原告（Animal Legal Defense Fund と Humane Society of the United States）については、鳥・マウス・ラットの除外により研究条件に関する情報の収集・発信が妨げられるという情報スタンディングの主張は、憲法上の最小限の要件をみたすが、この利益は AWA の保護する利益の範囲（zone of interest）にふくまれないので、敬譲要件をみたさずスタンディングがみとめられないとして、すべての原告のスタンディングを否定した。

そして、*Espy (II)* 事件[45] は、3名の個人と1つの業者および2つの動物保護団体が、AWA にもとづき[46] 動物の取扱基準をさだめた連邦農務長官規則には、最低限必要な要求を規定せずその基準の設定を各研究施設にゆだねている点[47] で欠陥があるとして、APA にもとづき宣言判決と新規則制定の命令をもとめた事例である。原審の連邦地裁はいきなり本案について summary judgment（正式事実審理をへない判決）により APA 違反を認定した[48]。連邦控訴裁は、①研究施設の監視委員会の委員である原告（*Espy I* の原告と同一人物）については、公益を主張するのみで事実上の損害がなくスタンディングがみとめられない、②2つの動物保護団体（Animal Legal Defense Fund と Society for Animal Protective Legislation）については、情報スタンディングの主張は憲法上の最小限の要件をみたすが、AWA の保護する利益の範囲にふくまれず敬譲要件をみたさないのでスタンディングがみとめられない、③ポール・ハウジングという霊長類の収容設備の製造業者とその社長については、規則が霊長類をペアまたはグループで収容することを義務づけない結果、新式の収容設備の販売が不可能になると主張するが、特定設備の販売促進が AWA の目的ではないのでスタンディングがみとめられない、④大学のチンパンジー研究施設の長である原告については、規則が不明確で研究施設の建設計画の見通しがたたないと主張するが、これは明確かつ具体的な損害ではなく現在かつ切迫の損害でもないのでスタンディングはみとめられないとして、結局すべての原告のスタンディングを否定した。

さらに、*Humane Society*事件[49] は、野生状態から捕獲されて動物園につれてこられたアジアゾウ（Lota）が、他のアジアゾウに対する攻撃性を生じたためサーカスに寄付された際、連邦魚類野生動物庁（FWS）がワシントン条約（CITES）[50] および ESA 上の移送禁止[51] を解除した措置が違法だとして、動物保護団体が訴えを提起した事例である。連邦控訴裁は、①

45) Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Espy, 29 F. 3d 720 (D. C. Cir. 1994).
46) 7 U. S. C. §§ 2143(a)(1), 2143(2).
47) 同規則は、拘束されたイヌの運動の頻度・方法・期間（9 C. F. R. § 3.8）、霊長類の飼育場所に関する計画（9 C. F. R. §§ 3.80, 3.81）、イヌ・ネコ・霊長類を基準に適合しない方法で拘束してよいどうか（9 C. F. R. §§ 3.6(d), 3.80(c)）を、各研究施設の決定にゆだねていた。
48) Animal Legal Defense Fund v. Secretary of Agriculture, 813 F. Supp. 882 (D. D. C. 1993).
49) Humane Society of United States v. Babbitt, 46 F. 3d 93 (D. C. Cir. 1995).
50) Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, 27 U. S. T. 1087, T. I. A. S. 8249 (1975).
51) 16 U. S. C. § 1538(a)(1)(A), (E).

個人が動物園で Lota を鑑賞できなくなったために団体が事実上の損害をうけたことは立証されていない、②行政庁の行為と主張されている損害とのあいだに関連性はないから因果関係がない、③本件では救済可能性は因果関係に吸収されるので救済可能性もないとして、原告のスタンディングを否定した。

このほか、*Jensen* 事件[52] は、カウンティではたらいていた原告が、カウンティやペスト対策会社など119の被告を相手どって、職場のビルへの殺虫剤の散布により損害をこうむったと主張して、損害賠償をもとめた事例である。近隣の子どもと自分の孫のほか、3匹のオポッサムおよび殺鼠剤によって死亡した5匹の近隣のネコのためにおこなった主張について、連邦控訴裁は、原告には自分の財産でない近隣の動物のために訴えを提起するスタンディングがないと判断した[53]。

1.2.4 *Glickman* 判決

以上のように例外はあるものの概してスタンディングに否定的な判例のながれのなかで、規制をうながす訴訟を私人が提起するスタンディングを承認した連邦控訴裁判決が1998年にあらわれた。*Glickman* 事件[54] は、4名の個人と動物保護団体が、連邦農務長官を相手どって、動物取扱業者・研究施設・展示者による動物の取扱基準の設定をもとめる AWA[55] にもとづき、霊長類を不適切な環境のもとで飼育することをみとめる農務省基準[56] が違法だと主張した事例である。連邦控訴裁は、以下のように原告のうち1名の個人のスタンディングを肯定した[57]。当該原告は、人間・動物のレスキュー団体ではたらき野生生物の取扱いにくわしい者で、近隣の動物園や公園で珍しい動物を鑑賞することを趣味としていたが、ある動物園を訪問した際、ニホンザルが単独でたいした遊び道具もない遠くはなれた檻にいれられ、本来群れで生活するチンパンジーも単独で檻にいれられ、リスザルの隣でクマが飼われ（そのためにリスザルにストレスをあたえ）ているなど、多くの動物が劣悪な環境のもとで飼育されているのを発見した。原告は、連邦農務省にくりかえし改善を要請し、その後もくりかえし動物園を訪問したが事態が改善されなかったため、鑑賞上の利益（aesthetic interest）を侵害されたと主張して、適切な規制をもとめる訴えを提起した。原審の連邦地裁は、団体および

52) Jensen v. County of Santa Clara, 1995 U. S. App. LEXIS 31565 (9th Cir. 1995).
53) As a subsequent decision, *see* Jensen v. Santa Clara County, 32 Fed. Appx. 203 (9th Cir. 2002).
54) Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Glickman, 154 F. 3d 426 (D. C. Cir. 1998), *cert. denied,* National Association for Biomedical Research v. Animal Legal Defense Fund, 526 U. S. 1064 (1999). *See also* Rob Roy Smith, *Standing on Their Four Legs: The Future of Animal Welfare Litigation after Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Glickman,* 29 ENVTL. L. REV. 989 (1999), Aaron Wesley Proulx, *Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Glickman: A Common Law Basis for Animal Rights,* 29 STETSON L. REV. 495 (1999).
55) とくに霊長類の精神的安定を促進するのに適した物的環境の最低基準の設定が必要とされる。7 U. S. C. §2143(a).
56) 農務省基準は、現在専門的に受容されている基準にしたがった計画のもとで霊長類の飼育をおこなうよう要求している。9 C. F. R. §3.81 (1997).
57) 他の原告のスタンディングの有無については判断の必要がないとされた。*See* Mountain States Legal Fund v. Glickman, 92 F. 3d 1228 (D. C. Cir. 1996).

個人のスタンディングをいずれも承認し、本案についても summary judgment により原告の主張を容認した[58]。連邦控訴裁は、①原告には良好な環境のもとで飼育されている動物をみる鑑賞上の利益に対する具体的な事実上の損害がありそれでたりる、②農務省が最低限の基準を明確にして劣悪な環境での動物飼育を禁止しないから原告の損害が生じたのであって因果関係が存在する、③さらに厳しい規制をすれば原告が将来動物園を訪問する際の鑑賞上の利益に対する侵害がやわらげられるので救済可能性が存在する、④動物の展示者に対する規制はこれをみる者の利益の保護をも目的としているから原告の利益は AWA が保護する利益の範囲にふくまれると認定し、憲法上の要件(①②③) も敬譲要件(④) も充足することから原告のスタンディングを承認したのである。もっとも、スタンディングがみとめられても本案で勝訴するとはかぎらない。のちに連邦控訴裁は、この事例の本案について、当該規則は AWA の要求する最低限の水準をさだめており、一部を獣医の柔軟な専門的判断にゆだねているにすぎず、これは合理的な政策判断として尊重しなければならず違法とはいえないと判断している[59]。

その後も *Glickman* 判決にしたがう判決がいくつか下されている。たとえば、*Ringling Bros. & Barnum & Bailey Circus* 事件[60] は、2名の個人および3つの動物保護団体が、前述の *Humane Society* 事件とおなじサーカスによるアジアゾウの取扱いが ESA に違反しているとして、その行為の差止めと政府によるアジアゾウの押収をもとめた事例である。連邦地裁は原告のスタンディングを否定したが[61]、連邦控訴裁は、①サーカスの元従業員で象の調教師をしていた原告の鑑賞上・精神上の損害は事実上の損害として十分である、②サーカスの行為が原告の損害の原因であり因果関係が存在する、③行為の差止により原告の損害はなくなるから救済可能性が存在するとして、原告のスタンディングを肯定した。

そのほか、*Glickman* 判決にしたがった連邦地裁判決[62] として、*ARDF* 事件[63] は、動物保護団体と会社および個人が、連邦農務長官らを相手どって、*Espy I* 事件と同様に、AWA の保護対象となる動物から鳥・マウス・ラットを除外しているのは違法だと主張して、宣言判決とインジャンクションをもとめた事例である。連邦地裁は、①実験用ラットを観察・研究する個人である原告の鑑賞上の利益は十分に具体的であり事実上の損害が存在する、②原告の損害はラットを AWA の保護範囲から除外していることから生じており因果関係が存在

58) Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Glickman, 943 F. Supp. 44 (D. D. C. 1996).
59) Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Glickman, 204 F. 3d 229 (D. C. Cir. 2000).
60) American Society for Prevention of Cruelty to Animals v. Ringling Brothers and Barnum & Bailey Circus, 317 F. 3d 334 (D. C. Cir. 2003).
61) Performing Animal Welfare Society v. Ringling Brothers and Barnum & Bailey Circus, 2001 U. S. Dist LEXIS 12203 (D. D. C. 2001).
62) *See also* Humane Society of the United States v. Clark, 1999 U. S. Dist. LEXIS 3686 (D. D. C. 1999) (ハクガン・ヒメハクガンの狩猟を許可した FWS 規則をあらそうスタンディングを、鑑賞上の利益をもつ原告に対して肯定した).
63) Alternatives Research & Development Foundation v. Glickman, 101 F. Supp. 2d 7 (D. D. C. 2000).

する、③救済可能性についてはあらそわれていないとして、*Espy I* 判決と異なり原告のスタンディングを肯定した[64]。

ただし、*Glickman* 判決と事案を区別してスタンディングを否定する例もある。たとえば、*Hammer* 事件[65] は、尻尾を切っていない純血のブリタニー・スパニエル（という種類のイヌ）のオーナーが、ブリタニー・スパニエルの尻尾が4インチ以上ある場合はおおきく減点するという基準をさだめて[66] 品評会を主催しているアメリカン・ケンネルクラブ（AKC）およびブリタニー・クラブを相手どって、尻尾の切断（tail docking）は動物虐待であり当該基準は不当であると主張して、当該基準は原告を不当に差別し州動物虐待防止法[67] に違反しているという宣言判決と基準の適用・執行の差止めをもとめた事例である。New York 州中間上訴裁は、①州動物虐待防止法は刑事法であるから警察・検察が執行するのであって、私人が差止めのような民事上の救済をもとめることは原則としてできず、私人の訴訟原因（cause of action）は警察による法執行をさだめる同法の構造と相容れない、②*Glicksman* 事件ではスタンディングの連邦憲法上の要件と敬譲要件をみたすかどうかが問題となっていたが、本件では州法上の訴訟原因が問題なので事案が異なるとして、原告のスタンディングを否定したのである。

64) その後連邦控訴裁は、却下するという訴訟上の合意を主張して介入してきた研究施設の当事者能力を否定した。Alternatives Research & Development Foundation v. Veneman, 262 F. 3d 406 (D. C. Cir. 2001).

65) Hammer v. American Kennel Club, 758 N. Y. S. 2d 276 (N. Y. App. Div. 2003).

66) 一部の犬種については、耳の一部を切除して形を整えたり、尻尾の一部または全部を切断することが、犬種標準として個別のケンネルクラブと AKC により承認されている。AKC ホームページ〈http://www.akc.org〉を参照。

67) New York 州動物虐待防止法は、動物を苦しめ、残酷に打ちすえ、不当に傷つけ、切りつけ、四肢を切断し、殺す行為、必要な餌・水をとりあげる行為、およびあらゆる残酷な行為（any act of cruelty）を軽罪として処罰している。N. Y. Agric. & Mkts. § 353.